

# 金沢市パートナーシップ宣誓制度

## 基本方針

令和3年6月

金 沢 市

# 目次

はじめに .....	1
1. 本市のパートナーシップ制度の導入における基本的な考え方 .....	2
2. 本制度におけるパートナーシップ関係の定義 .....	2
3. 目的 .....	2
4. 制度の名称 .....	2
5. 根拠規定 .....	2
6. 証明事項 .....	3
7. 対象者 .....	3
(1) 年齢要件 .....	3
(2) 住所要件 .....	3
(3) 婚姻等要件 .....	3
(4) 近親者要件 .....	3
(5) 戸籍上の性別 .....	3
8. 申請手続 .....	4
(1) 申請窓口 .....	4
(2) 申請方法 .....	4
(3) 提出書類 .....	4
(4) 通称名の使用 .....	5
(5) 交付書類 .....	5
(6) 事務手数料 .....	5
(7) 宣誓書受領証等の紛失時の手続き .....	5
(8) 宣誓事項変更時の手続き .....	5
9. 宣誓書受領証等の効力 .....	6
(1) 宣誓の有効期間及び宣誓書等の保存期間 .....	6
(2) パートナーシップ解消時等の取扱い .....	6
(3) 宣誓無効の取扱い .....	6
10. 本制度利用者が利用可能な行政サービスについて .....	6
11. 民間サービスとの連携について .....	7
12. 自治体間での連携について .....	7
13. 各様式等 .....	8

## はじめに

金沢市では平成 25（2013）年に「金沢市人権教育・啓発行動計画」を策定し、性的指向による人権問題を含めた様々な人権課題に対し、「すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現」を目標に、計画の推進に取り組んでいます。

令和 2 年 7 月には内閣府の SDG s 未来都市に選定され、その行動計画である「金沢ミライシナリオ」において、「LGBTフレンドリーなまち」の実現に取り組むこととし、今般、その具現化に向けて同性パートナーシップ制度を導入することとしました。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、性的マイノリティの方をはじめとした、様々な事情によって婚姻の届出をせず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている市民の方々の気持ちを尊重し、人生のパートナーと協力しながら自分らしく、いきいきと生活されることを金沢市が応援するものです。

この基本方針（案）は、同性パートナーシップ制度の本市への導入に向けて、市の関係組織で構成する金沢市パートナーシップ制度導入検討会において研究及び検討を進め、各分野の専門家や当事者等の意見を反映しながらまとめたものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様、性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、多様性を認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現を目指していきます。

## 1. 本市のパートナーシップ制度の導入における基本的な考え方

- ◇ 日本国憲法や世界人権宣言が掲げるすべての人が生まれながらにして持つ基本的人権を尊重し、SDGsの目標である「ジェンダー平等を実現しよう」・「人や国の不平等をなくそう」の実現を目指す取り組みとして位置づける。
- ◇ 法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない全てのカップルが、お互いを人生のパートナーとして誓ったことを公認することにより、夫婦であれば当然に享受できた行政サービスを、市の裁量の範囲において提供することを制度の基本とする。
- ◇ 婚姻及びこれに関わる基本的な権利と義務は、住む場所や家庭の事情などに関係なく、全ての国民に等しく与えられ、又は課されるべきであることから、本市の制度は国による法対応がなされるまでの当面の措置として整備するとともに、より多くの自治体で類似の制度が実施され、一組でも多くのカップルが利用できるよう、自治体間での汎用性が高い制度を目指す。

## 2. 本制度におけるパートナーシップ関係の定義

「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係」とする。

## 3. 目的

パートナーシップ関係にあることを宣誓した二人が、いきいきと自分らしく暮らすことができる環境を整備するとともに、この制度を通じて市民や事業者の間で、性の多様性に関する理解が一層深まり、お互いの人権を尊重し合う社会を実現していくことを目的とする。

## 4. 制度の名称

「金沢市パートナーシップ宣誓制度」とする。

## 5. 根拠規定

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

## 6. 証明事項

「パートナーシップ宣誓書受領証」により、宣誓書を受領したことを証する。

## 7. 対象者

性別に関わらず互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人を対象とする。

個別要件については、以下のとおりとする。

### (1) 年齢要件

パートナー双方が成年（満 20 歳以上、令和 4 年 4 月 1 日以降は満 18 歳以上）であること。

### (2) 住所要件

パートナーのいずれかが市内に住所を有する、又は転入予定であること。

### (3) 婚姻等要件

日本国内においてパートナー双方に配偶者がなく、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外の配偶者がいないこと。また、パートナー双方が国内の自治体及び民間団体等が実施する類似のパートナーシップ制度を現に利用しておらず、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外にパートナーシップ関係にある者がいないこと。

### (4) 近親者要件

パートナー同士が近親者でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。

（民法第 734 条の直系血族又は三親等内の傍系血族、第 735 条の直系姻族の関係でないこと）

### (5) 戸籍上の性別

パートナー双方の性は問わない。

（同性カップルのほか、トランスジェンダーの異性カップル、事実婚関係にある異性カップルも対象とする）

## 8. 申請手続

### (1) 申請窓口

ダイバーシティ人権政策課

### (2) 申請方法

事前予約の上、次の提出書類一式を添えて上記窓口に申請する。

### (3) 提出書類

◇ パートナーシップ宣誓書（様式1）

◇ パートナーシップ宣誓事項確認書（様式2）

以下は、パートナー双方が必要

◇ 住民票の写し（転入予定者の場合は、金沢市への転出予定の記載があるもの）

◇ 独身を証明する書類（次のいずれか）

- ・ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ・ 婚姻要件具備証明書又は独身証明書等の大使館等が発行する書類（外国籍の申請者に限る。また、外国語の書類には日本語訳を添付すること。なお、パートナー双方が日本以外の国において婚姻関係にある場合は、当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出すること。）
- ・ その他の客観的に独身であることが確認できる書類（上記の証明書を取得できない特段の事情がある場合に限る）

◇ 本人確認書類（次のいずれか）

- ・ マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付き身分証明書1点
- ・ 健康保険証、年金手帳等の顔写真のない身分証明書2点

◇ 日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる資料（希望者のみ、次のいずれか）

- ・ 健康保険証1点
- ・ 社員証、学生証、卒業証書、公共料金の請求書、自宅あての郵便物等2点など

#### (4) 通称名の使用

性別違和等で特に理由がある場合は、通称名での申請を認める。ただし、後述のパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カードには、戸籍上の氏名を裏面に記載する。なお、外国籍の申請者が住民票上の通称（上記の通称名とは異なる）により宣誓を行う場合は、住民票上の氏名を戸籍上の氏名に準ずるものとして、戸籍上の氏名の欄に記載する。

#### (5) 交付書類

パートナーシップ宣誓者には、次の書類を交付する。

◇ 金沢市パートナーシップ宣誓書受領証（様式3）

- ・ A4サイズの証明書であり、1枚を交付

◇ 金沢市パートナーシップ宣誓書受領カード（様式4）

- ・ クレジットカードサイズ（ISO/IEC7810：ID-1）の証明書であり、宣誓した二人に各1枚を交付

◇ 金沢市パートナーシップ宣誓届出事項証明書（様式8）

- ・ A4サイズの証明書であり、宣誓書の保存期間中、交付申請毎に交付
- ・ 虚偽の宣誓等により無効となった場合は交付申請不可

#### (6) 事務手数料

無料

#### (7) 宣誓書受領証等の紛失時の手続き

宣誓書受領証及び宣誓書受領カードを紛失したときは、再交付を申請することができる。

#### (8) 宣誓事項変更時の手続き

氏名に変更が生じた場合は、再交付申請書により、申請を行う。その際、交付済みのパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カードは返却し、変更後の記載により再交付を受ける。

## 9. 宣誓書受領証等の効力

### (1) 宣誓の有効期間及び宣誓書等の保存期間

パートナーシップ宣誓は、双方の意思によりパートナーシップ関係が解消され、又は宣誓者の一方が死亡し、又はその他宣誓要件を満たさなくなるまで宣誓の効力を有し、その効力を喪失した日から5年間、宣誓書及び関係書類を保存する。

なお、交付済みのパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カードには、交付番号を付番し、紛失又は無効となったものについては、市ホームページに掲載し、これらの書類の有効性をサービス提供者が随時確認可能とする。

### (2) パートナーシップ解消時等の取扱い

パートナーシップ関係を解消したときや、パートナーの双方が市外へ転出するなど、対象者の要件を満たさなくなった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届にパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カードを添えて届けることとする。返還されたパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カードは、パートナーの希望に応じて、無効の穿孔を施した上で返戻する。

### (3) 宣誓無効の取扱い

宣誓の内容に虚偽があった場合は宣誓自体を無効とし、宣誓の日以後に対象者要件を満たさなくなったことが判明した場合のほか、パートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領カードの不正使用や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚した場合は、これらの事由が発生した日以後の宣誓を無効とする。また、転居等の際に必要な届出を怠り、長期にわたり連絡が不能となった場合は、パートナーシップを解消したとすることがある。

## 10. 本制度利用者が利用可能な行政サービスについて

本市が提供する各種行政サービスのうち、配偶者を対象としているサービスについて、根拠となる規定や権限を調査の上、市の裁量により本制度利用者を配偶者と同様に扱うことが可能となるものについては、制度の開始にあわせ、申請要件や手続き方法を見直すこととする。当面、次の表に示す事務・制度が利用可能となるよう検討を進め、享受可能となったサービスについては、わかりやすい情報提供に努める。

なお、利用可能となった行政サービスは、本制度利用者を配偶者に準じて取り扱うこととなるため、供されるサービスに伴う利用者負担についても配偶者に準じることとなる点を十分に説明する。



## 本制度利用者が利用可能な行政サービス

事務・制度	概要
市営住宅への入居	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人とパートナーの入居の申し込み</li><li>・ パートナーの同居の申請 等</li></ul>
消防団員の配偶者等に対する感謝状の贈呈	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 長期在職団員のパートナーへ感謝状を贈呈</li></ul>
市立病院への入院や医療に関する同意	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本人に代わりパートナーが入院を申し込み</li><li>・ 手術等の際、パートナーが同意</li></ul>
金沢市職員の休暇制度等 ※ 市が事業所として職員を対象に実施している制度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ パートナーの忌引等の特別休暇取得 等</li></ul>

### 1 1. 民間サービスとの連携について

自治体パートナーシップ制度利用者を配偶者と同様に取り扱う民間サービスが増えている。本市制度の開始にあわせ、本制度利用者が利用可能となる民間サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、民間企業との連携等による一層のサービスの充実を目指す。

### 1 2. 自治体間での連携について

近年、全国で同様の制度を導入する自治体が増えていることから、特に将来的な近隣市町との相互利用も見据えて、制度に関する情報共有や意見交換を進めるとともに、必要に応じて制度の見直しを行う。

### 13. 各様式等

#### (様式1) パートナーシップ宣誓書

## パートナーシップ宣誓書

(宛先) 金沢市長

私たちは、金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、署名します。

年 月 日

氏 名

\_\_\_\_\_  
戸籍上の氏名等（通称名使用の場合）

( \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ )

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

生年月日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

住 所

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## パートナーシップ宣誓事項確認書

(宛先) 金沢市長

私たちは、金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をするに当たり、次の確認事項欄の記載事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、今後、現況を確認するため、市長が住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項について、調査することに同意します。

年 月 日

氏 名

\_\_\_\_\_  
戸籍上の氏名等（通称名使用の場合）

( \_\_\_\_\_ ) ( \_\_\_\_\_ )

※外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。

確認事項（該当する□にレ印を付けてください。）	
(関係性) 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合うことを約した二人の関係である。	<input type="checkbox"/>
(年齢) 宣誓当日において、民法に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/>
(住所) 双方又は一方が、市内に住所を有し、又は宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
(婚姻の有無) 現に婚姻をしていない。	<input type="checkbox"/>
(パートナーシップの有無) 宣誓する相手方以外の者とパートナーシップにない。	<input type="checkbox"/>
(近親者でないこと) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にない。（ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。）	<input type="checkbox"/>

(様式3) 金沢市パートナーシップ宣誓書受領証

(表)

パートナーシップ宣誓書受領証

氏 名

氏 名

生年月日

生年月日

年 月 日

年 月 日

宣 誓 日

年 月 日

交 付 番 号

第 号

金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

金沢市は、すべての市民が多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指しています。

お二人が自分らしくいきいきと暮らし、お互いを人生のパートナーとして、力をあわせて末永くご活躍されることを期待しています。

年 月 日

金沢市長



(裏)

○通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名		



(様式8) パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

受領証交付番号	
---------	--

宣 誓 日	年 月 日
受領証等返還日	年 月 日
受領証等返還理由	

氏 名		
又 は 通 称 名		
戸籍上の氏名等 (通称名使用の場合)		
住 所		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

上記のとおり、金沢市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づく、パートナーシップ宣誓書の記載内容及び受領証等返還の届出内容について証明します。

年 月 日

金沢市長

